

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局: 監督局総務課金融会社室

権限付与及びそれによる事業の概要	内閣総理大臣の認定を受けた認定資金決済事業者協会が、会員の行う前払式支払手段の発行の業務及び資金移動業に係る指導勧告、法令遵守の調査、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の健全な発展及びこれらの利用者の保護に資する業務等を行うもの。		
根拠となる法令・条項	資金決済に関する法律第87条及び第88条	権限付与の形態	認定
権限付与の要件	前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人であって、資金決済に関する法律第87条に定める一定の要件を満たす者として内閣総理大臣の認定を受けた者。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般社団法人日本資金決済業協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>法令等において、内閣総理大臣より認定された認定資金決済事業者協会が、権限を付与されることとなっており、認定資金決済事業者協会の認定の要件は、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人で、利用者保護に資することを目的とする等、権限付与に係る事業を行うに当たって必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>認定資金決済事業者協会としての認定を申請すれば必要な審査を行った上で認定を受けることができる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>金融庁のホームページ上で、他の前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人も申請可能であることを周知するとともに、金融庁担当者の連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制を整備している。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による認定の基準を満たす申請が行われれば、他の主体による実施は可能。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、金融庁のホームページ上で、他の前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人も申請可能であることを周知するとともに、金融庁担当者の連絡先を記載し、問い合わせに対応できる体制を継続する。		